

西山 啓

朝鮮群島の日本人軍人軍属の
遺骨処理について

44. 5. 23
北東アジア課

本23日午後 楠議員(参議院自民党)

は、小林氏(中央日報協会より韓国)

日本人遺骨処理の進捗状況について伺った

と仰った。遺骨部局長と往訪。約45分

にわたって本件について話合った。要旨

下記のとおり。

言

1. 朝鮮群島の遺骨は小林氏が昨年10月

官の調査を、その早期処置の目的を以て

いいる。最近同氏に東在手段^(韓国人の)に於いては

海に海水浴場にするを以て「ブリーダー」で

を認め自由。本件はこのように時時各地に

いいる。本報告の調査はどうかといふこと

のことに

ブリーダーで整理し認め自由のことは初甲で

あるが、小島方面には、本件の特殊性を以て

韓国政府に対し、その早期処置の目的を以て

方(情報提供、理の協力)を求めたいといふ。

在日韓国人^{強盗}被害問題が、いさいであり進展

にたいはいと答へた。

2. 軍 = 金 100 万 (元 將軍 理 ^{韓國} 一ス)

ホステル 長 ~~小林~~ (小林の = 禮察本部) 係
前は 韓 = 秋に おさる 係

小林の に対し、本件 につき 全面的に 協力 する

から、日本政府 とも 連絡 して 是の 経緯 を 進め

る 旨 として 是 由 でお知らせ、個人的に 本件

経緯 を 進め ます こと にお知らせ とも 思 へ たい こと

如何 なる 在 韓 日本人 協會 関係 の 下 等

る 旨 として 是 等 の こと にお知らせ、と 暗に 個人的

に 本件 を 進め たる 場合、金 100 万 円 の 費用

に対し、個人的に 進め たる 場合、3 万 円

行ったとしても、日本持帰りは国内で済む

あるものとは国内で済む、(3年前にソビエ

の国境を通過するに、韓国政府の許可申請を必要

とし、韓国政府は、その許可を許可してあげ

日本持帰りに関係なく、外務部の許可を必要とし

この一項目があるに持帰りは実現しない

とを説明) 出づからソビエト連邦へ、
持帰る、

持帰るには持帰ることも考えられる。

持帰るには、申請書(150万)は申請

書の提出が必要である、これは一般

持帰る(持帰る)の申請書

原籍を以て、その結果を以てする

に於て。